不登校対策の行動指針（改訂版）（案）について

教学指導課心の支援室

１　改定の趣旨

(1)　「不登校対策の行動指針（平成 22 年 3 月策定)」に基づいて、取り組んできた県・市町村の不登校施策の成果と課題を総括する。

(2)　その総括に基づき、今後の不登校対策の方向性を明確にして、平成 25 年度からの教育振興基本計画に反映させるとともに新たな不登校施策を構築する。

２　改定の経緯

(1)　平成 23 年度第３回長野県不登校対策検討委員会により、方向性の確認

(2)　市町村教育委員会からの意見集約（課題等についての論点整理）

(3)　平成 23 年度第４回長野県不登校対策検討委員会での原案の提案、協議

(4)　平成 24 年度第１回長野県不登校対策検討委員会において骨子案検討

３　不登校対策の行動指針（改訂版）の概要

(1)　これまでの取組の成果を現行の「不登校対策の行動指針（平成 22 年 3 月策定)」で示した３つの観点について記述する。

ア　不登校未然防止のための学校づくりの取組

イ　不登校の早期発見・早期対応の取組

ウ　不登校児童生徒の継続的できめ細かな支援の取組

(2)　課題と取組の方向性を以下の２点から提案する。

ア　「新たな不登校を生まない」という視点に立った教育実践の見直し

～【学校力・教師力向上の取組】不登校の未然防止、早期発見･早期対応～

イ　不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実

～【地域支援体制整備の取組】不登校児童生徒および家庭への支援～

(3)　県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担と連携について方向性を提案する。

４　今後の予定

(1)　意見募集

ア　パブリックコメントの募集

○平成 24 年７月 13 日(金)～平成 24 年８月３日（金）の間

○電子メール、ファクシミリ、郵便により、心の支援室にてパブリックコメントを受け付ける。

イ　小中高等学校長会、不登校対策の取組を行っている民間団体等から意見を伺う。

(2)　第２回長野県不登校対策検討委員会

○平成 24 年９月３日の委員会で意見募集を受けての成案を提案し、最終検討を行う。

○「不登校対策の行動指針（改訂版)」策定・公表・HP 掲載

平成 24 年度　第１回　長野県不登校対策検討委員会の検討内容について

教学指導課心の支援室

１　趣　旨

県と市町村の教育委員会が、児童生徒の不登校の課題解決に向けて、共通理解や相互の認識を深め、的確かつ迅速に対応するために開催する。本年度の施策の評価、検証及び次年度に向けた施策検討を行う。

２　委　員　（16 名）

○	近藤　守	長野市教育委員長（副委員長）	◎山口　利幸	教育長（委員長）
	上田修一郎	川上村教育委員長	荒深　重徳	教育次長
	吉江　厚	松本市教育長	笠原　千俊	義務教育課長
	栗原　満	中野市教育長	武田　育夫	教学指導課長
	古村　仁士	辰野町教育長	和田　英夫	特別支援教育課教育幹
	等々力美代子	松本市こども部こども福祉課長	小嶋　瑞紀	企画部次世代サポート課長
	伊藤　敦子	箕輪町子ども未来課長	北澤　義幸	健康福祉部こども・家庭課長
	上村惠津子	信州大学教育学部教授	宮寄　貞子	県スクールソーシャルワーカー

３　第１回委員会の実施状況

(1)　日　時　　6 月 20 日（水）　9 時 40 分～11 時 40 分

(2)　報告事項

ア　平成 24 年度生徒指導の推進について

イ　平成 24 年度「笑顔で登校」支援事業について

ウ　平成 24 年度「不登校児童生徒地域支援チーム」整備事業について

エ　平成 23 年度「長野県不登校対策検討委員会のまとめ」について

(3)　協議内容

ア　今年度の長野県不登校対策検討委員会の計画について

《不登校児童生徒の成長や支援関係者の努力等動的な変化を目に見える形で示す指標のあり方について》

・学校現場では、一人ひとりの子どもの状況に応じて、その具体的な変化に目を向けることが必要だ。

・相談者や支援者、周囲の変化が、児童生徒や保護者の変化につながる。どのような支援者がどのような目標を据えて支援を行ったのかを指標とすることで支援の展望が見えてくる。

・子どもに寄り添い、子どものよさを理解し、伸ばして自信やエネルギーとし、家庭と信頼関係を築きながら子どもの成長を見ていくことが必要だ。

・不登校の問題は、社会的自立に必要な力が育っているかどうかという視点で見る必要がある。そのため、人や社会とつながるために必要なことは何かを考えることも必要である。

・以下の３点をねらいとして今年度３回の検討委員会で討議していくこととした。

１　不登校児童生徒の成長や支援関係者の努力等の動的な変化を、目に見える形で示す指標のあり方について議論する。 ２　不登校の状況や課題の分析、及びそれに基づく効果的な施策・事業評価のあり方について「不登校対策の行動指針（改訂版）」として発信する。 ３　「不登校対策の行動指針（改訂版）」に基づき、今後の不登校対策の方向性を明確にして、平成25年度からの教育振興基本計画に反映させるとともに、新たな不登校施策を検討する。

イ　「不登校対策の行動指針（改訂版）」について

・「これまでの取組」は、長野県の不登校児童生徒数の減少につながっている。不登校児童生徒の状況に応じた初期対応、アセスメント（見立て）を大切にしたり、支援体制を強化したりしていくことが必要だ。

・「人間関係や学級集団の質的な向上」については、「取組の方向性」として示したい。

・不登校対策で、子どもたちの何を育てようとしているのかを明確にしたい。子ども自身の生きる力を育てることが大切だ。県教委、市町村教委、関係する首長部局が連携し、社会全体で子どもの生きる力の底上げを目指していくことを指針で提言したい。

・（実践事例では）人との関わりなど変化を評価することで、子どもたちの育ちを成果として見ることができるものもあってよい。

・保護者は子育ての中で、不安や不安定さをもっている。乳幼児期から「支援手帳」などを工夫してつないだり、発達の時期ごとにアセスメントを行ったりして上級学校につなげるシステムの構築が望まれる。取組の方向性に盛り込みたい。

・不登校についての教職員一人ひとりの考え方にも温度差がある。今後の取組の方向性に、子どもとの信頼関係形成にかかわる教職員の研修プログラムを提言したい。

ウ　「笑顔で登校」支援事業の評価について

・各市町村での取組を不登校児童生徒の成長や支援関係者の努力といった動的な変化で捉え、新たな不登校対策の施策に生かすために、平成23年度に事業を実施した市町村にアンケートを行う。

４　その他

(1)　第２回委員会

①　日　時　　９月　３日（月）　13時30分～16時30分

②　内　容　　不登校の現状と課題の分析とその対策について
　　　　　　　行動指針（改訂版）の成案の検討について

(2)　第３回委員会

①　日　時　　１２月中旬〈予定〉

②　内　容　　平成25年度の不登校対策事業について

不登校対策の行動指針（改訂版）（案）

～すべての児童生徒の笑顔で登校と

社会的自立を目指して～

長野県不登校対策検討委員会

平成 24 年 9 月

【目　次】

Ⅰ　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

Ⅱ　これまでの取組の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　1　不登校未然防止のための学校づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2
　2　不登校の早期発見・早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
　3　不登校児童生徒の継続的できめ細かな支援・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ　課題と取組の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　◇「新たな不登校を生まない」という視点に立った教育実践の見直し
　　～学校力、教師力向上の取組（不登校の未然防止、早期発見、早期対応）～
　◇ 不登校が長期化している児童生徒の社会的自立にむけた支援の充実
　　～地域支援体制整備の取組（不登校児童生徒および家庭への支援）～

Ⅳ　県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担と連携・・・・・・・・・・・・・　8

【資料編】

1　長野県の不登校の現状

2　県不登校施策関係資料
- 不登校対策検討委員会概要
- 不登校児童生徒地域支援チーム整備事業の概要
- 「笑顔で登校支援事業」の概要

3　市町村教育委員会・学校の取組事例

Ⅰ　はじめに

本県の児童生徒の不登校の状況は、従来から全国上位の状況が続いていたが、平成 20 年度の学校基本調査において、小学校で全国最高位、中学校でも全国 5 位の高比率となった。県教育委員会は、この結果を重大かつ深刻な状況と受け止め、不登校対策を本県の最重要課題とし、その施策にあたっては、市町村教育委員会とともに課題を共有して取組む必要があることから、平成 21 年 8 月に市郡別の不登校児童生徒数を公表した。さらに、同年 9 月に、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、的確かつ迅速に対応するために「長野県不登校対策検討委員会」を設置した。

検討委員会では、平成 22 年 3 月に、県と市町村が一体となって不登校対策に中長期的に取り組むための「不登校対策の行動指針」を策定した。この行動指針においては、県と市町村がより効果的な連携を組み、「不登校未然防止のための学校づくり」「不登校の早期発見・早期対応」「不登校児童生徒への継続的できめ細かな支援」の 3 つの方向性を示した。この方向に添って、以下の施策を推進してきた。

○　「笑顔で登校」支援事業
- 市町村教育委員会が計画する効果的な不登校対策への補助（H22～H24）
- 平成 22 年度 37 市町村、23 年度 31 市町村実施、24 年度 28 市町村実施予定

○　不登校児童生徒地域支援チーム整備事業
- 「不登校児童生徒地域支援チーム」を 4 教育事務所 1 事務所に設置
- 管内小中学校の不登校児童生徒に係わる情報共有と支援体制の整備、研修の実施

こうした取組の成果として、平成22年度児童生徒の不登校の状況は、小学校在籍比 7 位、中学校 21 位と改善の傾向が見られる。特に、新規の不登校児童生徒数は、2 年連続して減少している。

今回の「行動指針」改訂の趣旨は、平成 21 年度からの取組の成果と課題の分析を通して、現行の指針の方向性を基本とした、新たな取組の視点を提案することである。あわせて、平成 25 年度「長野県教育振興基本計画」の中に、この取組の視点を位置づけ、今後の長野県教育の進むべき方向と施策の方向性を示すことになる。

今回提案した方向性が、市町村の新たな連携や、すべての児童生徒の「笑顔で登校」への実効力ある取組につながることを期待する。

Ⅱ　これまでの取組の成果

「不登校対策の行動指針」（平成 22 年 3 月策定　長野県不登校対策検討委員会）では、
１　不登校未然防止のための学校づくり　２　不登校の早期発見・早期対応
３　不登校児童生徒への継続的できめ細かな支援　の３つの観点に立って取組の方向性を示した。まず、その観点にしたがってこの２年間の取組の成果について記述する。

長野県の不登校児童生徒数のうち新規不登校の割合は、小学校では約７割、中学校で約５割を占めてきた。なかでも小学校は、全国の約６割に比べて高い傾向にあった。
しかし、学校･市町村教育委員会による未然防止の取組の結果、平成 21 年度以降、小･中学校の新規不登校児童生徒数及びその割合は２年連続して減少した。（資料 P1）これまでの、すべての児童生徒の「笑顔で登校」を目指した教育実践の成果である。
今後も「新たな不登校を生まない」という視点に立った、学校運営のあり方や授業改善の取組が一層求められる。

1　不登校未然防止のための学校づくりの取組

(1)　「学ぶ力の向上に向けた授業改善」について、組織的な取組が進みつつある。

① 「３観点」やユニバーサルデザインによる授業の構造化
② 客観的なデータに基づいた指導と評価の一体化
③ 指導方法や学習形態の工夫等、互いのよさを学びあう環境づくり
④ 補充学習や家庭学習の充実など学習内容定着の取組

(2)　「心の居場所、絆づくりの場としての学級経営」の重要性の認識が浸透した。

① 集団適応力の育成を目指した道徳教育や特別活動の充実
② 「人権教育推進プラン」（H23.3 策定）を基本に据えた学級づくり
③ 学級実態調査（Q-U）等の分析に基づく人間関係や学級集団の質的向上

(3)　「確かな児童生徒理解」のための多様な教職員研修が行われている。

① 特別支援教育コーディネーターや SC 等による「発達障害の理解」
② SSW や市町村の相談員等による「家庭環境調整や支援方法の理解」
③ 保護者を巻き込んだ、児童生徒理解のための研修会の実施

(4)　学校と家庭･地域の連携に立った「開かれた学校づくり」が進みつつある。

① 日常からの情報共有や丁寧な説明責任等、保護者との信頼関係の構築
②「学校支援地域本部」等、地域人材を積極的に活用した教育活動の広がり
③ 多様な他者との関わりや体験活動を通じた児童生徒の社会性育成

2　不登校の早期発見・早期対応の取組

(1)　「児童生徒のサインや変化を見逃さない」という教職員の意識が高まっている。

① 日常的な行動観察や欠席状況把握による、児童生徒への適時適切な対応
　チェックリスト等の活用

② SC、SSW、相談員、特別支援教育コーディネーター等による教育相談体制の充実

③ 「いじめアンケート等」を活用した、児童生徒のサインを把握する取組

(2)　担任の抱え込みが減少し、「校内チーム支援体制」が整備されつつある。

① SC、相談員、関係職員や保護者等を含めた支援会議の実施、多様な視点からのアセスメント

② 迅速な管理職への報告と関係職員間の情報共有
　支援シート等の活用

③ コーディネーター配置など校内体制の整備、個別の教育的支援を必要とする児童生徒に対する中長期的な指導計画の作成

④ 中学校 30 人規模学級編制、支援加配教員配置、小中人事交流等による基盤整備

(3)　中１ギャップ緩和を目的とした「中学校区ごとの小中連携」が進んだ。

① 支援のための児童生徒情報の円滑な接続

② 児童生徒・教職員の相互交流など心理的距離の縮小による学校不適応の減少

③ 小中９年間を見通し、地域で子どもを育てる教職員の意識の醸成

　平成 21 年８月の市郡別不登校の公表以来、市町村首長部局や地域社会で、不登校課題が共有され、その地域や学校における、不登校の状況分析や個々のニーズに基づいた総合的な不登校施策が実施されるようになった。

　長野県の不登校児童生徒在籍率は、小５から中２にかけて全国を上回る傾向がみられる。また、学年が進むとともに、不登校児童生徒の欠席日数が増加し、中学校においては 180 日以上欠席の生徒が約２割に達する。（資料 P3）

　また、新規不登校児童生徒数は減少しているが、前年度からの継続している不登校児童生徒数やその割合は減っていない。（資料 P2）

　今後も、不登校の長期化や中学校卒業後、高校中退後の若者の社会的孤立を防ぐため、不登校生徒の進路形成や社会的自立に向けた取組の充実が求められる。（資料 P4）

3　不登校児童生徒の継続的できめ細かな支援の取組

(1)　「継続的な校内チーム支援」が行われるようになった。

① 校内生徒指導体制の確立、対応マニュアルの整備、効率的な支援会議の実施

② 不登校対応教員、SC、SSW、相談員、コーディネーター等と学校関係者との連携

③ 校内中間教室の設置、学習支援等の学級復帰のためのプログラム実施

⑵　首長部局及び地域の支援ネットワーク構築が進み「連携の道筋」が明確になった。

①　連携マップ、継続支援ツールとしてのカルテ作成等、地域支援体制の整備

②　市町村ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの配置等による、福祉・保健部局（保健師や家庭相談員等）や医療機関（病院）との円滑な連携

③　幼保小中高の学校種間における支援情報のスムーズな接続

④　地域ボランティアや大学生など地域人材による多様な支援

⑤　NPO 等民間団体との連携による支援

⑶　「保護者に寄り添い、保護者とともに」子どもを支援する試みが行われた。

①　福祉・保健・医療等関係機関との連携による家族関係や家庭環境の調整

②　「親の会」等の保護者ネットワークづくりや情報提供

③　保護者とともに企画する不登校研修会

⑷　キャリア教育の視点から「不登校生徒の社会的自立支援」の取組が進みつつある。

①　高校進路相談会や「はばたき支援事業」など進路保障や学習支援の取組

②　生徒支援情報の接続のための中高間の連携

③　交流や体験活動など、児童生徒一人ひとりの状況に応じた段階的支援の実施

④　ひきこもり自立支援に実績のある民間団体（施設）プログラムの活用

Ⅲ　課題と取組の方向性

◇　「新たな不登校を生まない」という視点に立った教育実践の見直し
～【学校力･教師力向上の取組】不登校の未然防止、早期発見・早期対応～

1　課題

(1)　幼保小中高など学校種間の一層の連携

小中連携の取組は、一定の成果をあげてきている。また、幼保･小、中･高の連携についても、児童生徒の交流や情報交換など積極的な取組が始まっている。

しかし、高校中退者の１／２が高校１年生であり、半数以上が「学校生活や学業の不適応」を理由に退学している。また、長野県の小学校不登校在籍比率は、依然として全国高位にある。以上のことから、例えば、幼保･小間、中･高間において、子どもの育ちをつないでいく手帳や支援カードにより支援情報を共有するなど、児童生徒の学習内容や学校生活のスムーズな接続を図る連携の質的向上が求められる。

(2)　児童生徒の社会的･経済的･精神的自立、社会や職業への円滑な移行

一般的に新規学卒就職者の３年以内の離職率は中卒７割、高卒５割と言われており、将来の明確な希望や目標を持ちにくい生徒も多い。また、中学校時代に不登校を経験した高校生によれば、学校に行けなくなった理由の約３割が友人関係だと言う。さらに、中･高校における「不登校のきっかけ」も、友人関係をはじめとした人間関係のトラブルに起因することが多く、人間関係を築くことに不安を抱えている生徒は多い。

とくに、不登校の子どもたちにこの傾向が強く、児童生徒の勤労観や職業観の育成、自己有用感･自己肯定感の醸成、人間関係力の向上など、児童生徒の社会的･経済的･精神的な自立を目指した取組が「不登校未然防止」につながると考えられる。

2　取組の方向性

(1)　すべての子どもの「学び」を切れ目なくつなぎ、自立を支える学校教育の創造

（幼保・小・中・高の各段階を見通した系統的・継続的な教育の実現）

①　幼保小中高一貫した教育計画の作成と実践

学校接続時の「アプローチ、スタート（橋渡し･学び直し）カリキュラム」の開発

②　すべての教育活動の、キャリア教育的視点からの再構築

小学校における生徒指導・進路指導の充実

③　生徒理解を基本にすえた予防的・開発的生徒指導の推進

小中高それぞれの教職員が、児童生徒との関係を構築し、適切な支援のあり方について学ぶ研修プログラムの体系化

人間関係や学級集団の質的向上を目指した学級経営

(2)　**生涯学習の視点に立った子どもの「社会力」の育成**

（人間関係・社会形成力、自己理解・他者共感力、課題対応力等を培うキャリア形成支援）

①　群れ遊びや異年齢交流、世代間交流等の場の設定

②　授業や生徒会活動、部活動など、すべての教育活動を通じて行うコミュニケーション能力やソーシャルスキルの育成

③　基本的生活習慣や学習習慣の定着

◇ 不登校が長期化している児童生徒の社会的自立に向けた支援の充実

～【地域支援体制整備の取組】不登校児童生徒および家庭への支援～

1　課題

(1)　不登校の長期化と卒業・中退後の社会的孤立

新規不登校の減少により、小中学校の不登校児童生徒数は減少しているが、不登校が長期化してほとんど登校できない児童生徒の割合は、中学校で不登校生徒の２割に達している。また、中３時に不登校だった生徒が卒業後「家居」となる割合や、高校中退生徒が中退後「家居」となる割合は、いずれも 10%以上であり、それらの多くが「ひきこもり」状態となっていることが予想される。一方、不登校生徒や中退生徒の支援情報は、最終学校から地域・関係機関に伝わりにくく、こうした若者が将来的に社会的孤立に陥る心配が否めない。

以上のことから、保護者とともに成長段階に応じてアセスメント（見立て）を行ったり、支援情報を共有したりするなどして、すべての子どもの育ちを切れ目なく見守る地域支援体制の整備が急務である。

(2)　不登校の背景となる家庭環境や児童生徒の発達課題

小学校における不登校のきっかけの中で多いのは、「家庭内の不和」「親子関係」等家庭の問題である。経済的、文化的格差の拡大、児童虐待の増加、生活保護世帯・ひとり親家庭の増加などの昨今の社会情勢、地域における孤立化や子育ての不安と相まって、家庭環境の問題は不登校の背景の一つとなっている。また、不登校児童生徒に占める発達障害傾向児童生徒の割合は高く、発達障害の二次障害として不登校をとらえるべきケースも増加している。さらに、長期欠席児童生徒の在籍率は、主として小学校で依然として高い。

以上のことから、病気、経済的理由、その他を含む長期欠席児童生徒への支援を視野に入れ、家庭環境や育ちなど、その子の背景を含めた確かな児童生徒理解と、一人ひとりの状況に応じた医療・雇用・福祉・保健等の関係機関との一層の連携強化を図り、地域で子ども自身の生きる力を育てる取組が求められる。

２　取組の方向性

⑴　すべての子どもの「育ち」を切れ目なく見守る地域支援体制の整備

（乳幼児期～学齢期～青年期をつなぐサポートシステムの確立と支援情報の一元管理）

①　不登校児童生徒の学習支援と進路実現（自立支援）

②　支援情報の一元管理・引継システムの構築

③　NPO 等民間団体、親の会等の多様な支援メニューの活用

⑵　家庭を含めた包括的な地域支援体制の整備

（医療・雇用・福祉・保健等関係機関との連携強化）

①　家庭支援充実のため、SSW 等を活用した関係機関との連携促進

②　子ども若者支援・発達障害者支援・子育て支援のネットワークなど、ライフステージやニーズに応じた支援の連携

③　ワンストップ型の相談窓口の設置

Ⅳ　県教育委員会と市町村教育委員会の役割分担と連携

１　取組の成果

(1)　不登校対策検討委員会の設置等によって、県教育委員会と市町村教育委員会が共通の課題意識を持って議論を重ね、一体となって取り組む雰囲気が培われてきた。

(2)　市町村教育委員会の意欲的な取組への補助事業である「笑顔で登校」支援事業や「不登校児童生徒地域支援チーム整備事業」の実施により、市町村や学校の取組を県が支援するという仕組みと役割分担が定着してきた。

２　課題

(1)　不登校の課題は、市町村や学校によって実態が異なることもあって、課題認識や取組に温度差がある。状況の異なる一人ひとりの児童生徒や家庭に届く支援を実現するためには、学校・市町村教育委員会等を含む全ての支援者が、より主体的かつ見通しを持った不登校対策および支援を実施しなければならない。

(2)　市町村教育委員会や学校が、不登校対策に主体的に取り組める条件整備のためには、現行の県実施事業の枠組の見直しや支援の質的な向上を図る必要がある。

３　取組の方向性

＜市町村教育委員会＞

市町村教育委員会においては、学校や地域の不登校の状況を経年で捉え、不登校児童生徒数や在籍比のみでなく、多角的な分析（学校/学年別、学年別経年推移、新規/継続、上半期/下半期、欠席日数別、長期欠席者分類別、復帰率等）を行う必要がある。その上で、専門家等地域人材の状況や地域独自の課題・ニーズに応じて、市町村レベルの「不登校対策行動計画」を策定し、不登校自立支援と不登校予防の両輪が位置づいた「総合的な不登校施策」を立案･推進したい。

＜県教育委員会＞

県教育委員会は、不登校対策の効果的な取組のあり方について指導と助言を行う。

そのため、市町村の先駆的な取組について広報・普及に努めるとともに、広域にわたる地域支援体制の整備等、県教育委員会として課題ととらえている部分に焦点化した事業構築を目指す。あわせて、相談担当者や教職員等の不登校理解や支援の質の向上のため、研修の体系化と充実を図る。

さらに、市町村教育委員会や学校が効果的な連携と支援を実施できるよう、教職員の人事配置や交流、相談員の配置を行う等の基盤整備を一層進めるとともに、県レベルの連携の枠組を整備する。

県教育委員会が市町村教育委員会･学校の取組を一層支援するとともに、両者が共通の認識を持ち、一体となって、引き続きこの問題に取り組んで参りたい。

1　長野県の不登校の現状

(1)　不登校児童生徒の在籍比（経年変化）

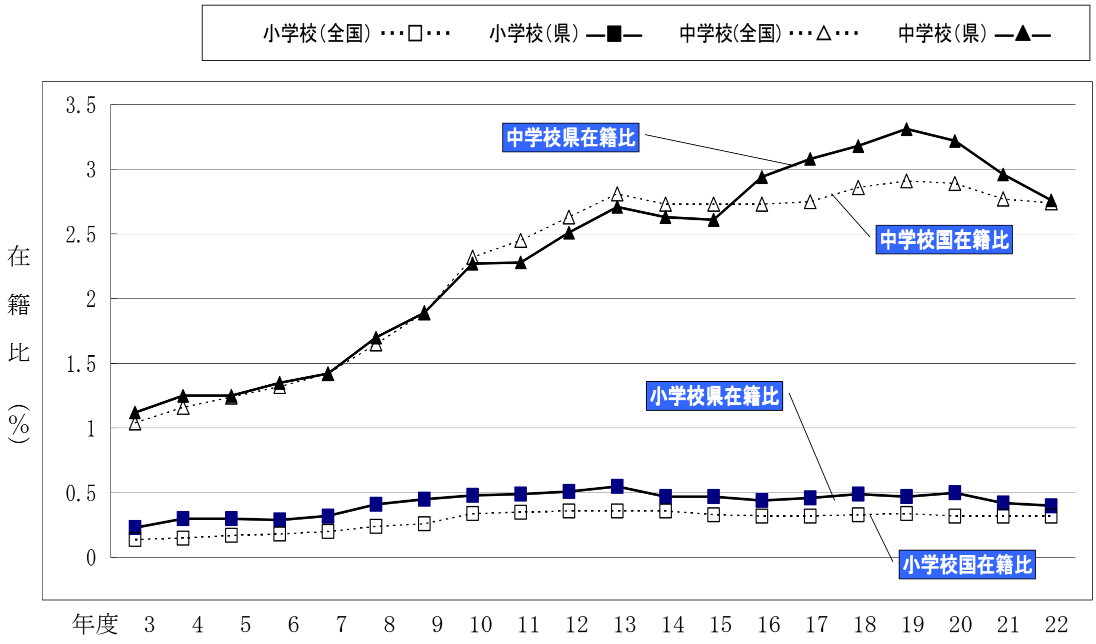

	年　度	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
小学校	不登校児童（人）	359	459	455	440	470	596	626	657	657	686	729	620	608	576	597	630	598	632	534	498
	県在籍比（%）	0.23	0.30	0.30	0.29	0.32	0.41	0.45	0.48	0.49	0.51	0.55	0.47	0.47	0.44	0.46	0.49	0.47	0.50	0.42	0.40
	全国在籍比（%）	0.14	0.15	0.17	0.18	0.20	0.24	0.26	0.34	0.35	0.36	0.36	0.36	0.33	0.32	0.32	0.33	0.34	0.32	0.32	0.32
	全国順位	3	1	4	5	4	4	4	5	6	5	4	6	5	7	4	3	4	1	5	7
中学校	不登校生徒（人）	1,028	1,115	1,079	1,106	1,126	1,330	1,471	1,741	1,711	1,826	1,933	1,820	1,770	1,947	2,020	2,061	2,166	2,091	1,922	1,757
	県在籍比（%）	1.12	1.25	1.25	1.35	1.42	1.70	1.89	2.27	2.28	2.51	2.71	2.63	2.61	2.94	3.08	3.18	3.31	3.22	2.96	2.76
	全国在籍比（%）	1.04	1.16	1.24	1.32	1.42	1.65	1.89	2.32	2.45	2.63	2.81	2.73	2.73	2.73	2.75	2.86	2.91	2.89	2.77	2.73
	全国順位	15	16	22	24	22	20	20	29	30	29	25	26	26	12	7	8	5	5	7	21

○ 小学校不登校在籍比は、平成 3 年度の本調査開始以来、全国の在籍比に比べて高位の状況が続いている。
○ 中学校不登校在籍比は、平成 15 年度を境にして全国の在籍比を上回っている。

※　小･中学校不登校在籍比は平成 21 年度以降、低下の傾向を示しているが、不登校を含めた「理由別長期欠席者数」（学校基本調査）の在籍比は全国に比べて高位の状況は変わっていない。

(2)　小中学校における継続・新規不登校児童生徒数

＜図１：不登校児童生徒数の構成＞

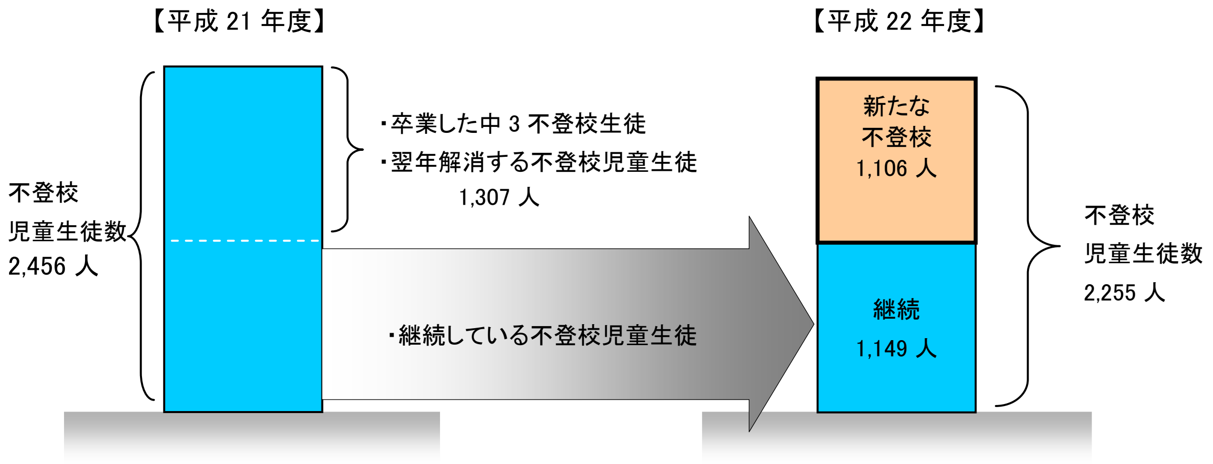

＜表１　小中学校における継続・新規不登校児童生徒数の推移＞　(単位:人、%)

			17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	6 年間平均
小学校	不登校児童数（A＋B）		597	630	598	632	534	498	582
	前年度から継続している不登校数		199	184	170	174	194	189	185
	（A）	（構成比）	33.3%	29.2%	28.4%	27.5%	36.3%	38.0%	32.1%
	新たな不登校児童数		398	446	428	458	340	309	397
	（B）	（構成比）	66.7%	70.8%	71.6%	72.5%	63.7%	62.0%	67.9%
中学校	不登校生徒数（A’＋B’）		2020	2061	2166	2091	1922	1757	2003
	前年度から継続している不登校数		971	1021	1091	946	981	960	995
	（A’）	（構成比）	48.1%	49.5%	50.4%	45.2%	51.0%	54.6%	49.8%
	新たな不登校生徒数		1049	1040	1075	1145	941	797	1008
	（B’）	（構成比）	51.9%	50.5%	49.6%	54.8%	49.0%	45.4%	50.2%
小学校 中学校 合　計	不登校児童生徒数（A”＋B”）		2617	2691	2764	2723	2456	2255	2585
	前年度から継続している不登校数		1170	1205	1261	1120	1175	1149	1180
	（A”）	（構成比）	44.7%	44.8%	45.6%	41.1%	47.8%	51.0%	45.6%
	新たな不登校児童生徒数		1447	1486	1503	1603	1281	1106	1405
	（B”）	（構成比）	55.3%	55.2%	54.4%	58.9%	52.2%	49.0%	54.4%

＜表２　小中学校における学年別継続・新規不登校児童生徒数＞　(単位:人、%)

平成22年度		小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
学年別不登校児童生徒数		19	33	60	70	130	186	413	665	679
継続不登校児童生徒数		—	8	21	17	45	98	114	364	482
	（構成比）	—	24.2%	35.0%	24.3%	34.6%	52.7%	27.6%	54.7%	71.0%
新たな不登校児童生徒数			25	39	53	85	88	299	301	197
	（構成比）		75.8%	65.0%	75.7%	65.4%	47.3%	72.4%	45.3%	29.0%

○　小･中学校の新規不登校児童生徒数やその割合は、平成 20 年度をピークに減少している。

○　新たに不登校となる児童生徒の割合は、小学校で約 7 割、中学校では約 5 割となっており、小学校においては、全国の約 6 割に比べて高い傾向を示している。

(3)　学年別不登校児童生徒の状況

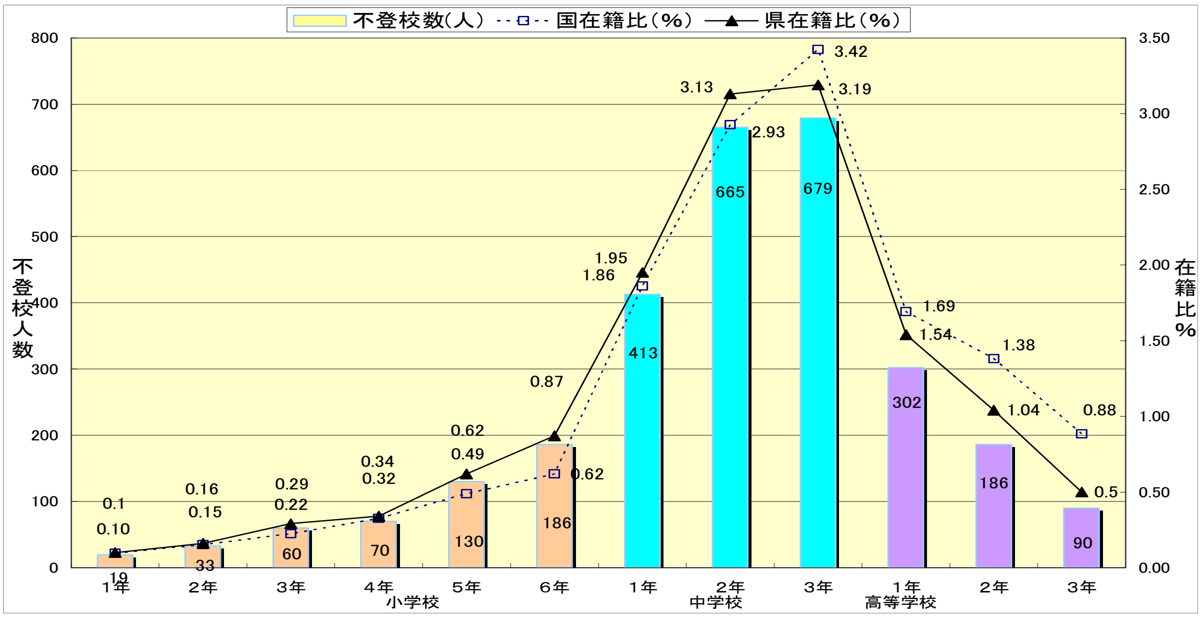

○　不登校児童生徒在籍比率を学年別に見ると、例年、小５から中２にかけて全国比を上回り、高校段階では全国比を下回る状況にある。

(4)　小中学校における不登校児童生徒の欠席日数の状況

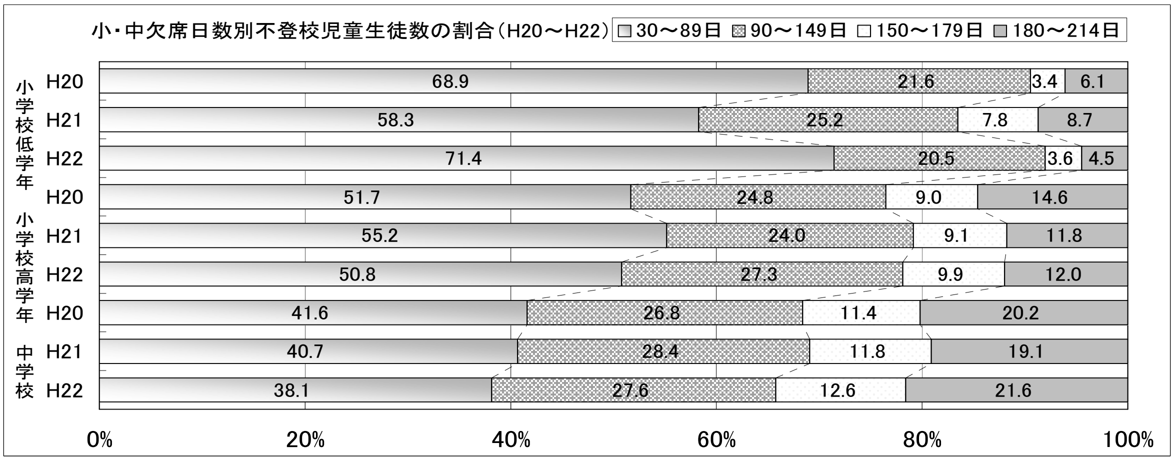

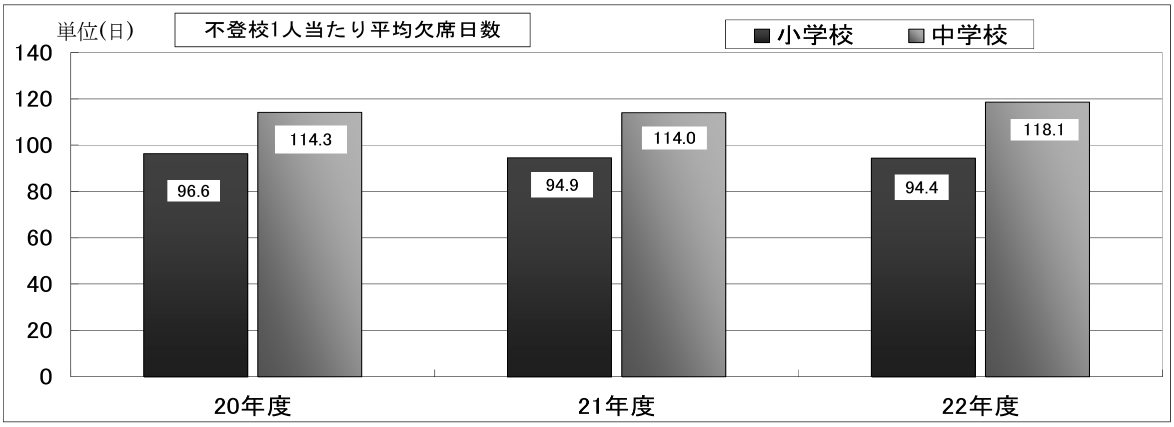

○　小中学校ともに学年が上がるにつれて欠席日数が増加し、中学校においては 180 日以上の生徒が約２割に達している状況である。

(5)　中学校を３月に卒業した生徒の半年後の状況

卒業時不登校数		H15上半期	H16上半期	H17上半期	H18上半期	H19上半期	H20上半期	H21上半期	H22上半期
		703	651	714	758	761	771	749	707
進学	人数	551	499	549	618	613	661	637	605
	構成比	78.4%	76.7%	76.9%	81.5%	80.6%	85.7%	85.0%	85.6%
就職	人数	30	37	32	21	29	20	14	13
	構成比	4.3%	5.7%	4.5%	2.8%	3.8%	2.6%	1.9%	1.8%
家居	人数	109	102	125	114	115	86	90	83
	構成比	15.5%	15.7%	17.5%	15.0%	15.1%	11.2%	12.0%	11.7%
その他	人数	13	13	8	5	4	4	8	6
	構成比	1.8%	2.0%	1.1%	0.7%	0.5%	0.5%	1.1%	0.9%

半年後

半年後生徒状況		H15上半期	H16上半期	H17上半期	H18上半期	H19上半期	H20上半期	H21上半期	H22上半期
		703	651	714	758	761	771	749	707
在籍	人数	523	471	512	602	594	637	621	581
在籍転職	人数	36	38	38	31	39	29	20	16
家居	人数	113	114	136	109	108	91	91	96
その他	人数	31	28	28	16	20	14	17	14

○　中３で不登校だった生徒の８割以上が高等学校に進学し、半年後も高校に在学している。
○　中学校卒業時に不登校生徒の約１割が「家居」の状況にあり、その割合は半年後も変わらない状況である。

(6)　高等学校中途退学者の中退後の状況

（単位:人、%）

区分＼年度	14		15		16		17		18		19		20		21		22	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
求職中	217	19.7	212	20.2	164	19.2	134	15.8	151	16.4	125	15.9	131	19.8	142	22.7	141	22.8
進学準備中	224	20.3	205	19.6	169	19.8	185	21.8	172	18.7	129	16.4	112	16.9	115	18.4	120	19.4
就職	437	39.6	426	40.7	356	41.7	371	43.8	408	44.4	336	42.8	258	39.0	209	33.4	209	33.8
進学	46	4.2	44	4.2	30	3.5	46	5.4	44	4.8	64	8.2	45	6.8	36	5.8	33	5.3
家居	114	10.3	65	6.2	72	8.4	53	6.3	93	10.1	97	12.4	72	10.9	76	12.1	70	11.3
療養中	22	2.0	19	1.8	15	1.8	14	1.7	18	2.0	12	1.5	13	2.0	12	1.9	14	2.3
その他	44	4.0	76	7.3	47	5.5	44	5.2	33	3.6	22	2.8	31	4.7	36	5.8	32	5.2
不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計	1,104	100.0	1,047	100.0	853	100.0	847	100.0	919	100.0	785	100.0	662	100.0	626	100.0	619	100.0

１年半後の状況（経年変化）

（単位:人、%）

区分＼年月	H16.9		H17.9		H18.9		H19.9		H20.9		H21.9		H22.9	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
求職中	59	5.3	36	3.4	31	3.6	24	2.8	37	4.0	35	4.5	49	7.4
進学準備中	34	3.1	25	2.4	22	2.6	23	2.7	21	2.3	31	3.9	12	1.8
就職	575	52.1	576	55.0	443	51.9	445	52.5	492	53.5	405	51.6	334	50.5
進学	232	21.0	222	21.2	194	22.7	205	24.2	217	23.6	188	23.9	154	23.3
家居	130	11.8	128	12.2	111	13.0	101	11.9	97	10.6	87	11.1	71	10.7
入院・入所	6	0.5	7	0.7	6	0.7	6	0.7	3	0.3	2	0.3	2	0.3
その他	34	3.1	29	2.8	19	2.2	16	1.9	21	2.3	15	1.9	20	3.0
不明	34	3.1	24	2.2	27	2.4	27	2.4	31	2.8	22	2.0	20	1.8
合計	1,104	100.0	1,047	100.0	853	100.0	847	100.0	919	100.0	785	100.0	662	100.0

○　高等学校を中途退学する生徒の約１割が「家居」の状況にあり、その割合は、１年半後も変わらない状況である。

２　長野県不登校施策関係資料

長野県不登校対策検討委員会設置要綱

（趣旨）

第１　本県における児童生徒の不登校の課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、実効性ある不登校対策を推進するため、長野県不登校対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討内容）

第２　委員会では、以下に掲げる事項について検討する。

(1)　児童生徒の不登校の現状と課題の分析

(2)　当面の対応策・中長期的な方針等の策定

(3)　不登校施策の評価

（組織）

第３　委員は、次の各号に掲げる者をもって構成し、長野県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が委嘱する。

(1)　学識経験者

(2)　市町村教育委員会代表者

(3)　市町村行政関係者

(4)　知事部局関係課長

(5)　県教育委員会教育長、県教育委員会事務局教育次長、関係課長

（任期）

第４　委員の任期は、委嘱の日から平成 25 年３月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。

（委員長及び副委員長）

第５　委員会に委員長、副委員長各１名を置き、委員が互選する。

２　副委員長は、委員長に事故があったときに職務を代行する。

（会議）

第６　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

３　会議は、原則公開とする。

（作業部会）

第７　委員会は、必要に応じて作業部会を設置することができる。

２　作業部会は、委員長が必要と認めた者をもって構成する。

（事務局）

第８　委員会の事務局は、教学指導課心の支援室に置く。

（その他）

第９　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成 21 年９月 16 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

平成 22 年度 長野県不登校対策検討委員会のまとめ

1　趣　旨

児童生徒の不登校の課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、学校・家庭・地域社会等に的確かつ迅速に対応するために開催する。

新たに学識経験者を２名加え、本年度の施策の評価、検証及び次年度に向けた施策検討を行う。

２　委　員　（12 名）

○小泉　敬治	長野市教育委員長（副委員長）	◎山口　利幸	教育長（委員長）
牧野　欽次	飯田市教育委員長	荒深　重徳	教育次長
大道　忠	上松町教育委員長	北田　愛治	義務教育課長
小山　紀夫	小諸市教育長	髙栁　俊一	教学指導課長
荒井今朝一	大町市教育長	沓掛　英明	特別支援教育課教育幹
上村惠津子	信州大教育学部准教授	宮嵜　貞子	県スクールソーシャルワーカー

３　第１回委員会の実施状況

(1)　日　時　　7 月 5 日（月）13 時 30 分～15 時 30 分

(2)　報告事項

①　平成 22 年度生徒指導の推進について

②　「笑顔で登校」支援事業について

③　「不登校児童生徒地域支援チーム」整備事業について

・東信教育事務所の取組

・中信教育事務所の取組

・不登校全県研修会・地区推進会議の報告

(3)　協議内容

・委員から見た不登校施策の現状と課題について

４　第２回委員会の実施状況

(1)　日　時　　9 月 7 日（火）13 時 30 分～15 時 30 分

(2)　報告事項

①　平成 21 年度児童生徒の不登校の状況について

②　教育委員会事務局内における不登校対策について

③　「不登校児童生徒地域支援チーム」整備事業について

・南信教育事務所の取組

・北信教育事務所の取組

(3)　協議内容

・8 月に公表された昨年度の児童生徒の不登校の状況説明と、県の不登校対策，教育事務所の地域支援チームの発表を行った。これまでの取り組み、新たな課題等について意見交換をして不登校の課題解決につなげていきたい。

・不登校の判断基準について改善の余地あれば、県としての考え方を示して市町村に諮り確認をとる。共通して整理したガイドラインや事例報告みたいなものを示していく

ことでよいか。

・予防的視点と早期発見・早期対応、笑顔で登校支援事業、発達障害との関係、福祉との連携等について意見を交換した。

5　第３回委員会の実施状況

(1)　日　時　　12 月 21 日（火）14 時 00 分～16 時 30 分

(2)　報告事項

①　平成 22 年度上半期児童生徒の不登校の状況について

②　「笑顔で登校」支援事業について

・ 長野市の不登校対策

・ 塩尻市における包括的取組
特定非営利活動法人「ジョイフル」の取組報告

・ 平成 22 年度進捗状況

・ 平成 23 年度事業計画

③　「不登校児童生徒地域支援チーム」整備事業について

・地区推進会議の報告

・全県研修会の報告

④　学校基本調査分類における「不登校」の判断基準について

・判断に苦慮している主な事例

(3)　協議内容

① 効果的な取組や支援につながる不登校施策について

・ 新たに不登校となった数が減っていることは大きい。未然防止や日々の観察による早期発見・早期対応、チーム支援の成果である。中学校を卒業した不登校生の家居については、引きこもりにつながる重い課題である。不登校傾向の生徒にとって、高校進学は明らかに一つの転機であり、進学相談や学力保障は極めて重要である。

② 長期欠席者（「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」）分類上の留意事項

・ 長期欠席者の理由別の分類は、学校が、その子の支援の方向を見出すための分類であってほしい。また、調査結果もそのために活用されるものである。

・ 分類にあたっては、背景となる家庭環境も含め、一人ひとりの状況や変化を適切に把握し、校内の不登校等対策委員会や市町村教育委員会等、複数の視点から検討し、少なくとも学校と市町村教育委員会が同じ見解に立って判断することが重要である。

6　その他

平成 23 年度の本委員会について

来年度においても継続的に審議し、県、市町村と民間の真の連携を模索する方向を確認した。学校に行きたくても行けない子どもに対する取組、支援は一日も欠かすことができない。引き続き、市町村教育委員会連絡協議会と連携しながら、委員会を構成していくこととした。

平成 23 年度 長野県不登校対策検討委員会のまとめ

１　趣　旨

(1)　問題行動調査における「不登校」についてより精査精度を向上し、データの客観性を担保するため、長期欠席者分類における判断基準のあり方等について議論する。

(2)　不登校児童生徒の成長や支援関係者の努力等の動的な変化を、目に見える形で示す指標のあり方について議論する。

(3)　不登校状況と課題分析の視点と、それに基づく効果的な施策・事業評価のあり方について「不登校対策の行動指針（改訂版)」として発信する。

２　委　員（12 名）

○近藤　　守	長野市教育委員長（副委員長）		◎山口　利幸	教育長（委員長）
村松　　隆	中川村教育委員長		荒深　重徳	教育次長
本庄　利昭	山形村教育長		北田　愛治	義務教育課長
小山　壽一	上田市教育長		髙柳　俊一	教学指導課長
荒井今朝一	大町市教育長		和田　英夫	特別支援教育課教育幹
上村惠津子	信州大学教育学部教授		宮嵜　貞子	長野県ｽｸｰﾙｿｰｼｬﾙﾜｰｶｰ

３　第１回委員会の実施状況

(1)　日　時　　6 月 8 日（水）　9 時 40 分～

(2)　報告事項

①　平成 23 年度生徒指導の推進について

②　「笑顔で登校」支援事業について

③　「不登校児童生徒地域支援チーム」整備事業について

④　平成 22 年度検討委員会のまとめについて

(3)　協議内容

・平成 23 年度長野県不登校対策検討委員会の討議のねらいについて意見交換し、上記「趣旨」にある３つを本年度の継続課題とすることとした。

４　第２回委員会の実施状況

(1)　日　時　　9 月 1 日（木）　13 時 30 分～

(2)　報告事項

①　平成 22 年度児童生徒の不登校の状況について

②　教育委員会事務局内における不登校対策について

・　各課の不登校施策について

・　「笑顔で登校」支援事業進捗状況について

・　「不登校児童生徒地域支援チーム」整備事業について

③　実践報告

・　信濃町の不登校対策

・　岡谷市の不登校対策

(3)　協議内容

・8 月に公表された平成 22 年度の児童生徒の不登校の状況説明と、県の教育委員会事務局各課の不登校にかかわる主な施策、平成 23 年度「笑顔で登校」支援事業の進捗状況、不

登校児童生徒地域支援チーム整備事業第１回全県研修会の実施報告を行った。これまでの取り組み、課題について意見交換をする中で、支援の連携の重要性を再確認した。

・信濃町、岡谷市の不登校対策の発表を受け、児童生徒を地域で育てるために、福祉など広い視点に立ち、連携して不登校対策を講じることの重要性や、幼保・小・中・高の校種間の切れ目のない継続した支援の重要性について意見を交換した。

５　第３回委員会の実施状況

(1)　日　時　　12 月 20 日（火）　13 時 30 分～

(2)　報告事項

①　不登校対策の推進状況について

・　平成 23 年度「笑顔で登校」支援事業の進捗状況について

・　平成 24 年度「笑顔で登校」支援事業の概要案

・　「不登校児童生徒地域支援チーム」整備事業について

・　第２回地区推進会議及び第２回全県研修会

②　実践報告

・　飯山市の「幼保小の連携」について

・　「新潟県三条市子ども・若者総合サポートシステム」の取り組み

(3)　協議内容

・飯山市の「幼保小の連携」、三条市「子ども・若者総合サポートシステム」の取り組みについての発表を受け、保小の連携体制のあり方や、家庭支援・義務教育終了後の社会的自立支援のための行政組織の果たす役割について意見交換をした。

・「不登校対策の行動指針（改定版）」についての原案が示され、不登校の現状と課題、今までの取り組みについての評価のあり方、それらを踏まえた実践的な提言などについて意見をいただいた。その意見を踏まえ、市町村教育委員会に「たたき台」を示すこととした。

６　第４回委員会の実施状況

(1)　日　時　　３月９日（金）　13 時 30 分～

(2)　報告事項

①　平成 23 年度上半期児童生徒の不登校の状況について

②　市町村教育委員会の不登校対策について

(3)　協議内容

・「不登校対策の行動指針（改定版）」について市町村教育委員会の意見を踏まえた修正案を示し、意見をいただき、概ね了解をいただいた。今後、手直ししたものを来年度第１回の委員会に示す。

・「長野県不登校対策検討委員会要綱」の改正について、委員構成に「市町村行政関係者」（2 名）、「知事部局関係課長」（2 名）を加えることを承認。

７　その他

平成 24 年度においても継続的に審議し、すべての児童生徒の笑顔で登校と社会的自立を目指して真の連携を模索する方向を確認した。引き続き、市町村教育委員会連絡協議会と連携しながら、委員会を構成していくこととした。

不登校児童生徒地域支援チームの設置について

市町村における不登校児童生徒への対応を支援するため、平成２２年度より管内の不登校対応に係る中核的機能を有する「不登校児童生徒地域支援チーム」を設置し、学校・家庭・民間を含む関係機関による地域支援体制のバックアップを行う。

1　地域支援チームの基本構成

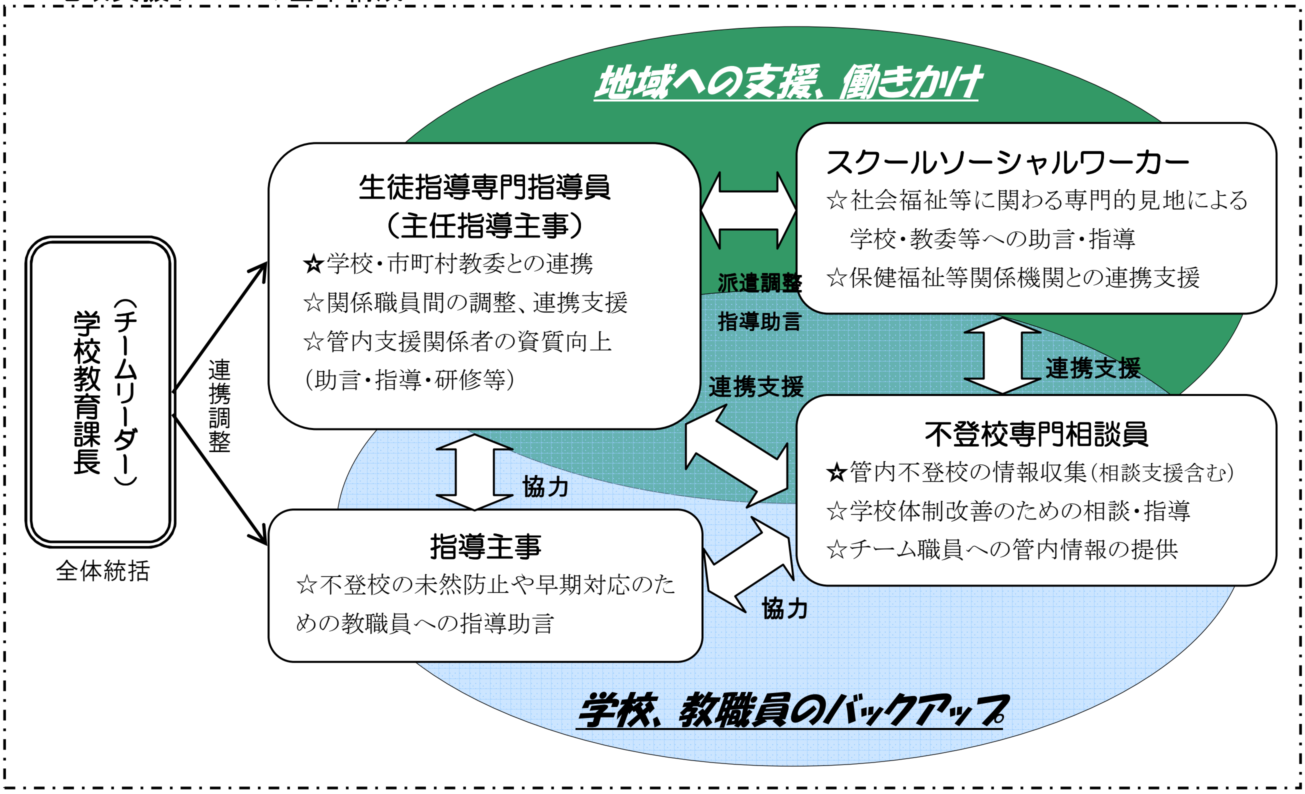

2　市町村教育委員会への支援充実

(1)　広域的な連携、調整に関する支援

不登校児童生徒の具体的な課題を改善するために、学校や教職員への指導助言を行うとともに、広域的な調整や広く関係機関との連携が必要な事案について支援を行う。

(2)　不登校対応関係事業のバックアップ

「笑顔で登校」支援事業等の不登校対応関係事業を推進する市町村に対し、事業を効果的に進めるための助言等を行う。

3　不登校児童生徒支援地区推進会議の開催

教育事務所ごとに、中間教室適応指導員、子どもと親の相談員（県）、相談員（市町村）、SC、小中学校教員、保護者、域内の民間施設代表者、（SSW）など、直接支援に携わる者を対象とした専門研修を行い、支援の質の向上を図る。

（５月、１０月の２回開催）

4　全県研修会の開催

不登校に関する専門家（中央の大学講師など）を講師に迎え、全教育事務所の支援チームや市町村教委、学校管理職、民間施設代表者等が参集し、講義や連携支援の事例発表・演習を通して、支援体制の向上を目指した研修を行う。（年２回開催）

平成 22 年度　不登校児童生徒地域支援チーム整備事業

第１回全県研修会　実施報告

１　開催期日　　平成２２年６月４日（金）

２　開催場所　　長野県総合教育センター

３　参加者数と職種内訳　　１０２名

教諭・講師、養護教諭、心の相談員、特別支援員、市町村教委指導主事、中間教室支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、県教委指導主事

４　研修会内容

(1)　主催者挨拶　（教学指導課心の支援室　町田暁世 室長）

長野県児童生徒の不登校の現状と県の施策および課題について

(2)　講義　「教員のためのケースメソッド教育」

東京学芸大学准教授　竹鼻ゆかり 先生

事例のグループ討議による課題発見・解決の理論と演習

【講師　竹鼻ゆかり氏プロフィール】
長野県立高校養護教諭から千葉大学大学院を経て東京学芸大学准教授。専門分野は、健康教育、学校保健、養護教育。小学校における保健室登校の連携に関する研究、教員研修におけるケースメソッドの研究、小１プロブレム研究による生活指導マニュアル作成と学習指導カリキュラムの作成がある。現在、１型糖尿病の子どもの学校生活の支援・教員養成におけるケースメソッド教育を研究課題としてご活躍されている。

(3)　分散会「不登校児童生徒支援の課題と対応」

異職種班編成による日頃の支援課題と対策についてグループ討議

５　講義の概要

学校では、「小１プロブレム」「中１ギャップ」、生徒指導や教科指導をはじめとした多くの仕事に対する教職員の心身の疲労、安全・安心な学校づくりに向けた取り組み等がある。学校保健が担う役割にも、養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実、地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実等がある。特に学校では、教員で相互に連携して行う健康相談を保健指導につなげていく必要がある。

学校保健安全法における「健康相談」は、児童生徒の様々な訴えに対して、常に心的な要因や背景を念頭において、心身の観察、問題の背景の分析、解決のための支援、関係者との連携など、心や身体の両面への対応を行う活動である。課題を持つ子どもへの教諭・養護教諭等の教育活動・支援活動においても、専門職として科学的な根拠（エビデンス）を示して行動することが求められる。

ケースメソッドとは、経営教育に応用することで開発された教育方法。最終的には、自分ならばどのように行動すべきかを判断できる能力の形成を図る。討論形式を用いた参加型の問題解決型の学習であり、事例研究が個別の事例の問題解決方法を具体的に探るのとは異なり、登場人物の立場で考え、あらゆるケースに対応できる考え方を習得できる。

「ケースメソッド」という技法を入れて、多様なケースに対応していくことは、不登校児童生徒への対応にも有効である。

平成 22 年度　不登校児童生徒地域支援チーム整備事業

第２回全県研修会　実施報告

１　開催期日　　平成２２年１１月２６日（金）

２　開催場所　　長野県総合教育センター　講堂

３　参加者　　２１６名

４　参加者職種内訳と人数

校長６名、教頭 33 名、教諭・講師等 73 名、養護教諭 21 名、心の相談員・支援員９名、
中間教室支援員・市町村相談員 19 名、市町村教委主事他 23 名、
SSW・SC14 名、県教委 14 名、生徒指導専門研修教員６名

５　研修会内容

(1)　主催者挨拶　　教学指導課心の支援室生徒指導係長　田川昌彦

(2)　実践発表　「明日も早く行きたい学校づくり」プロジェクト

長野市立松代中学校長　　酒井　義 先生

【発表の概要】　「人権感覚の不足や欠如」の問題を認識し、「非常事態宣言」の発令に端を発し、職員・生徒が自らの学校を本気で創り出す意識をもてる取組を繋げた。その中で結果として不登校が減少している。

(3)　講義　「不登校の解消に向けて」～未然防止の重要性～

国立教育政策研究所生徒指導研究センター総括研究官　滝　充 先生

(4)　市町村教育委員会との懇談会

講義をうけて、市町村はどのように不登校施策を推進すべきか、滝先生を囲んで検討。

６　講義の概要

不登校の対策は、「未然防止」「初期対応」「自立支援」である。

未然防止は教育の責務であるが、これを疎かにしていることが多い。まず本当に楽しい授業を創っていくと学力も向上する。そういう学校でないと不登校は減らない。特に若い教師にとってはカウンセリングマインドの研修よりも、授業の力量を磨くことが先決。教師はどこで勝負するかを自覚すべきである。

初期対応については、小学校時代の欠席状況を十分に把握し、中学校での対応を図りたい。不登校施策には、不登校になった子どもを対象に、主に心理的なケア等によって学校復帰を支援する「不登校対応」と、不登校になっていない児童生徒や不登校になる前の児童生徒を対象とし、欠席日数を 30 日未満に抑えて不登校にさせない「不登校対策」の二つの区別がある。不登校になった子どもを支援することは大切なことであり、やらなければならないことだが、そのことと不登校が減ることとは、別なことなので発想を変えないといけない。不登校を減らすには、子どもが来たくなるような学校づくりが大切である。友だちとの関係がうまくいっていないとか、勉強が分からず机に座っているのが苦痛になっていなければ学校に来る。だから、学校は、新たに不登校にさせない・欠席させないための授業改善や行事の工夫等を行い、児童生徒全員の社会適応力を高めることを大切にすべきであると考える。

平成23年度　不登校児童生徒地域支援チーム整備事業

第１回全県研修会　実施報告

１　開催期日　　平成２３年８月２９日（月）

２　開催場所　　長野県総合教育センター

３　参加者　　１９１名

教諭・講師64名、養護教諭26名、心の相談員･支援員･相談員等16名、SC 4名

市町村教委･中間教室支援員53名、不登校専門相談員･SSW 9名、校長・教頭８名

民間NPO等２名、県教委等９名

４　研修会内容

(1)　主催者挨拶　（教学指導課心の支援室　小林 善一 室長）

長野県児童生徒の不登校等の現状と課題について

(2)　講義「学校・家庭・地域等の連携による不登校児童生徒への支援」

講師　大阪府立大学人間社会学部　教授　山野 則子 氏

【講師　山野則子氏　プロフィール】

現在、大阪府立大学人間社会学部人間社会学研究科教授。学位：博士（人間福祉）社会福祉士、臨床心理士（カナダ政府承認）、親支援プログラムNobody’s Perfectマスタートレーナー等の資格を有し、日本子ども家庭福祉学会理事、日本学校ソーシャルワーク学会理事、日本社会福祉士会ＳＳＷ委員等、数多くの役職を兼任されている。また、全国家庭教育支援研究協議委員（文部科学省）、文部科学省研究費委員会審査委員（2009年度）、スクールソーシャルワーカー養成事業企画検討委員（日本社会福祉養成校協会）等の委員としても活躍されている。学校に福祉の視点の導入による協働を投げかけ、学校を中心にした相談支援体制づくりについて尽力されている。また、文部科学省をはじめ、全国の講演会講師としてご活躍されるとともに、「子ども虐待を防ぐ市町村ネットワークとソーシャルワーク」「スクールソーシャルワークの可能性」「児童福祉の地域福祉ネットワーク」等の多数の著書がある。

(3)　分科会・分散会「連携支援のあり方」

分科会：市町村教育委員会関係者55名「市町村教委における連携体制づくり」(講師参加)

分散会：異職種班編成の小グループによる話し合い「日頃の連携支援における課題等」

５　講義の概要

不登校や虐待の数が、全国的にも非常に深刻な状況にある。このような時こそ「アセスメント（見立て)」「プランニング（手立て)」「モニタリング（見直し)」をシステム化したソーシャルワークの手法を取り入れてみたい。

虐待というと「密告」とか「悪い人」というイメージがあるが、「SOSを必要としている家族」と読み替えていただきたい。また、非行などの問題行動、不登校等は「被害者かも」または「愛着障害」という視点でアセスメントすると間違いが起きない。

スクールソーシャルワーカーは虐待、貧困、孤立、暴力等を背景としたケースに「エコマップ」を活用したり、「アウトリーチ（直接出向く支援)」「アドボカシー（代弁)」などの技術を使ったりしながらアプローチしていく。学校にソーシャルワーク（福祉やチーム支援）という新しい視点を取りいれることで１＋１が３になる支援ができる。

平成23年度　不登校児童生徒地域支援チーム整備事業

第２回全県研修会　実施報告

１　開催期日　　　平成２３年１１月１５日（火）

２　開催場所　　　長野県総合教育センター　講堂

３　参加者　　　　２０２名

４　参加者職種内訳と人数

校長5名、教頭19名、教諭・講師等50名、養護教諭17名、SSW・SC14名、
子どもと親の相談員・支援員25名、中間教室支援員・市町村相談員21名、
市町村教委主事他35名、県教委・事務所等12名、民間その他4名

５　研修会内容

(1)　主催者挨拶　教学指導課心の支援室生徒指導係長　田川昌彦

(2)　実践発表　　「豊かなかかわり合いを育てる教師の支援のあり方

～エデュ・リンクを基盤とした学校運営～」

松川町立松川中学校長　　帯 刀　昇　先生

【発表の概要】　松川町の幼保小中高をつなぐ、教育連携組織「エデュ・リンク」の中で、松川中では、「自問清掃」等の活動によって日常の生活を向上させたり、「学び合い」学習等の活動を通して、認め合いや支え合う集団づくりに取り組んだりしている。また、19年度から不登校の状況を分析し、小学校高学年での欠席日数（10日間以上）から早期発見・早期対応し、その中で結果として不登校が減少している。

(3)　講義　「不登校の解消に向けて」

国立教育政策研究所生徒指導研究センター総括研究官　滝　充　先生

(4)　市町村教育委員会との懇談会

講義をうけて、市町村はどのように不登校施策を推進すべきか、滝先生を囲んでの懇談

６　講義の概要

「不登校対応」と「不登校対策」の違いを理解した上で、未然防止の取組が不登校課題の解決（不登校を減らしていく）の中心であり、学校（教職員）は、不登校の未然防止に専念すべきである。また、「治療的発想」と「教育的発想」に基づく対策の違いから、不登校の問題は「心の問題」ではなく「教育上の問題」として、学校が全児童生徒を対象に、授業改善や行事の工夫等で対応を図るべきである。

「中１ギャップに進学不安が起因しているか」の調査･分析より、小学校と中学校が、相互の取組（授業や行事の進め方、授業規律等）を学び合う「小中連携」の取組が重要であり、中学校で顕在化する課題や問題は、小学校時代から取り組むべきと意識すべきである。しかし、未然防止のつもりで問題のありそうな子どもを予見してみても何の役にも立たない。また、小学校で自信の持てない子が多いという課題に対して、集会活動等の異年齢交流で６年生の自己有用感を育てるということを徹底して取り組んだ結果、確かな変容がみられたという実践がある。こうした取組をする中で、児童の社会性が育つ。そして、不登校が大きく減っていく。

「不登校・経済的理由・病気・その他」の分類に関して、学校レベルでは「不登校」だけでなく「長期欠席者」すべてが問題にならなければおかしい。分類によって学習補償や福祉的処置等が図られなければならない。その他に分類し、家庭に課題があるならば、必ずSSWrが訪問するとか市町村の福祉部局の方が訪問するとかしないといけない。分類して終わりではない。長期欠席全体が減るような学校づくり、学校にいるときが一番うれしい、学校が好きで行きたいと思うぐらいの学校にしていくことが、その子どもの将来の幸せのためにもなっていく。

「笑顔で登校」支援事業の概要

１　趣旨

子どもたちが笑顔で登校できるようにする市町村教育委員会の計画する不登校対策で、効果的あるいはモデル的な事業に対して補助する。

２　実施期間

平成２２年度から平成２４年度までの３年間

ただし、対象となる市町村、事業については毎年度見直しを行う。

３　補助対象者

市町村（学校組合）教育委員会（広域市町村教育委員会）

４　補助対象事業

市町村教育委員会が主体となって行う、不登校児童生徒の抱える課題の改善に効果が期待される事業のうち、次に掲げる事業を対象とする。

(1)　地域内連携を強化して子どもたちへの支援の充実を図る事業

① 行政部門との連携　　② 民間との連携　　③ 地域との連携

(2)　家庭への支援の充実を図る事業

① 保護者に対する支援の充実　　② 家庭にいる子どもへの支援の充実

(3)　不登校の未然防止のために学校力の向上を図る事業

① 学級集団の環境改善　② 幼稚園・保育園と小学校等学校種間の連携　③ 地域人材の活用

(4)　民間施設との連携

① 民間施設等との連携調査研究　　② 社会的自立支援プログラム調査研究

５　補助対象外事業

(1)　県が交付する補助金等の交付対象事業

(2)　国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた事業

(3)　国又は県が出資する財団法人等から助成金を受けた事業

(4)　分担金、負担金としての市町村支出事業

(5)　宗教的活動関連事業、政治的活動関連事業及び公序良俗に反する事業

(6)　専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

６　補助対象経費

補助対象事業の実施に要する経費から、地方債、負担金、事業収入等特定財源を控除した経費

７　補助金の交付額

補助対象経費の２分の１以内、１市町村教育委員会への補助上限は 200 万円。

ただし、交付対象事業及び交付額は、年度ごとに見直しを行うものとする。

（平成 24 年度当初予算要求　補助金額 30,000 千円）

８　選定方法

(1)　県教育委員会事務局内に設置する選定委員会の審査を経て、採択事業を決定する。

(2)　選定委員会の委員は、県教育委員会事務局教育次長・課長、教育事務所課長、学識経験者等で構成する。（概ね 10 名程度）

９　選 定 基 準

(1)　市町村教育委員会が新たに企画し、取り組む事業であること

(2)　将来の不登校予防に資する視点を持っているなど、特色のある活動であること

(3)　事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）

(4)　事業の継続性、発展性が認められること(将来計画等)

(5)　不登校児童生徒の在籍比が県平均より高い、又は不登校児童生徒数の多い市町村による事業を優先すること

(6)　前年度に引き続き補助を要望する市町村については、その成果と課題を明確にした上で、より有効な内容を加味した事業計画であること

10　事業評価及び公表

(1)　事業主体自ら事業評価を行い、教育事務所を経由して県教育委員会教育長に報告するとともに、県民への公表に努める。

(2)　選定委員会は、報告された事業結果を選定基準・選定方針に照らし評価を行うとともに、評価結果を公表する。

11　事業成果の普及

実施した事業についてその成果をまとめて、地区推進会議・全県研修会等で普及を図る。

12　交付対象事業例

重点分野		事業区分		対象事業例　〈平成 23 年度実施例〉
1	地域内連携の強化	11	行政部門との連携	・乳幼児期からの継続支援体制の構築と運営のためのコーディネーター配置 ・家庭環境を要因とする不登校児童生徒に対して福祉分野等との連携を強化した支援システム運営
		12	民間との連携	・福祉医療分野の民間施設と連携した相談支援 ・不登校児童生徒対象の体験学習に置いて、民間団体の講師による活動の充実
		13	学校と地域の連携	・地域施設や人材を活用した、不登校児童生徒を対象とする体験学習
2	家庭支援の充実	21	保護者に対する支援の充実	・不登校を体験した児童生徒の保護者による継続した相談支援 ・不登校児童生徒の親の会との連携 ・ＰＴＡと共催によるカウンセリングマインド研修
		22	家庭にいる子どもへの支援の充実	・ひきこもり傾向の児童生徒に対する状況に応じた訪問相談支援（電話、メール、面談　等）
3	学校力の向上	31	学級集団の環境改善	・学級集団向上のための諸検査の実施及び分析を踏まえた学級指導等の研修
		32	幼稚園･保育園と小学校等、学校種間の連携	・幼・保・小・中連携支援会議の実施と共通の支援カードの活用による情報共有と支援の継続
		33	地域人材の活用	・大学生や地域のボランティアによる相談室や家庭にいる児童生徒対象の相談支援・学習支援
4	民間施設との連携	41	民間施設等との連携調査研究	・学校と民間施設との連携による学年に応じた学習支援に係わる調査研究
		42	社会的自立支援プログラム調査研究	・ひきこもり傾向の児童生徒の実態に応じた社会的自立支援プログラムを持つ民間施設との連携による支援体制の調査研究

平成22年度「笑顔で登校」支援事業の成果と課題について

１　実施概要

○ 申請事業数：57件【37市町村･広域連合 教育委員会】
○ 実施事業数：54件【37市町村･広域連合 教育委員会】
○ 予　算　額：30,000千円
○ 決　算　額：26,343千円

２　成　果

多くの市町村が不登校に関わる地域や学校の課題を明確にして、その課題に即した取組を実施した。特に、学校や中間教室などに登校可能な児童生徒の学習支援や体験学習の実施など「地域内連携」に関わる取組、学校種間連携や学級集団の向上など「学校力向上」に関わる取組により、平成22年度上半期「新規不登校」の減少につながった。
授業改善、学級集団の安定、チーム支援など「未然防止」「早期発見・早期対応」の取組の重要性について再確認できたことが、大きな成果である。

○ 配置された不登校コーディネーターや支援員等が中核となって支援を粘り強く実施し、学校・市町村教育委員会を中心とする地域支援体制の構築が図られた。
・ ８年間登校できなかった生徒が、中間教室へ通室するようになった。
・ ひきこもり傾向の児童が、外で運動できるようになった。
・ H22上半期新規不登校の割合が、前年度比３％低下した。
○ 学校と福祉・保健部局や医療等関係機関との連携体制やその道筋が明確になった。
・保健師の家庭への助言により､児童の生活リズムが整い学校に登校できるようになった。
○ 複数回実施や研修を位置付ける等Q-U検査を有効に活用し、学級経営に活かした結果、不登校の未然防止に成果が見られた。
・ H22上半期小学校における新規不登校がゼロとなった。
・ 不登校児童生徒の総欠席日数及び一人あたり欠席日数の減少が見られた。
・ Q-U検査の結果を活用して「児童生徒との関わり方や接し方を工夫した(85%)」「具体的な対応を再検討した(89%)」等、教職員の児童生徒理解が深まった。
○ 大学生や民間団体等地域人材の活用により、地域における多様な支援が可能になった。
・ 年齢が近かったり、身近な相談員の電話やメールがきっかけとなって、ひきこもり傾向児童が会話したり、外出したりできるようになった。
○ 教職員ばかりではなく、保護者も巻き込んだ研修会等の実施が、地域における児童生徒理解や不登校課題の共有につながった。
○ 平成22年度本事業の成果をふまえて本年度単独で予算化し、事業を継続した市町村もある。

３　課題と平成23年度の方向性

民間施設への通室にとどまり、学校に登校できない児童生徒、ひきこもり傾向で家庭にいる児童生徒や保護者に対する支援に関わる事業は少なく、不登校児童生徒の「社会的な自立に向けた進路形成」のあり方を課題と考える市町村は多い。
こうした児童生徒や家庭への支援について、効果的で多様な民間連携や、社会的な自立支援プログラム実践の取組を通して、先進地域の育成に取り組みたい。

○ 各市町村の不登校に関わる多角的な実態分析と、平成22年度本事業の成果と課題をふまえて取組の焦点化を図る。
○ 発達障害や精神疾患、家庭の問題など不登校の背景に届く支援の充実を図るため、福祉、保健、医療など関係機関との連携方策を一層推進する。
○ 先進的な不登校施策の広報・普及を図る。

平成23年度「笑顔で登校」支援事業の成果と課題について

1　実施概要

○ 申請事業数：49件【32市町村･広域連合 教育委員会】
○ 実施事業数：48件【31市町村･広域連合 教育委員会】
○ 予　算　額：30,000千円
○ 決　算　額：25,890千円

2　成　果

多くの市町村が、不登校にかかわる地域や学校の課題を明確にして、その課題に即した取組を実施した。
不登校の「未然防止」「早期発見・早期対応」の点では、児童生徒への学習支援体制を整えたり、学校と外部機関の連携によって児童生徒を理解したり、具体的な支援策を講じたりする「学校力向上」の取組みにより、平成23年度上半期「不登校児童生徒数」が２年連続で減少した。
また、不登校が長期化している児童生徒や家庭への支援では、地域や民間と連携して、相談支援体制を確かなものにしたり、体験活動を実施したりすることによって児童生徒が自己肯定感をもち、新たな一歩を踏み出す姿も見られるようになってきた。

○ Q-U検査を実施し、研修を位置付けるなどして生徒理解を進め、学級経営に生かした。
・Q-U検査の結果を学級経営に生かしたことにより、学級に居場所が見つからなかった生徒に適切な支援ができ、新たな不適応児童生徒が減少した。

○ 学習に対する不安のために不登校傾向になりがちな児童生徒に対して、個別の学習支援や、放課後学習を行うなど、学習面の支援を充実させた。
・学習支援員を配置したり、ボランティアによる放課後学習を位置づけたりしたことで、不登校傾向の児童生徒が学習意欲を高め、教室で授業に参加する回数が増えた。

○ 幼保・小・中の学校種間連携や、学校と福祉・保健機関、医療機関、児童相談所等との連携を推進した。
・中学校区ごとの支援会議を行ったり、支援カードを活用したりすることにより、情報が共有化でき、適切な支援ができた。
・配置された不登校コーディネーターや支援員等が中核となって、学校と関係機関との連携を推進したため、不登校の未然防止や、不登校児童生徒の登校再開につながった。

○ 不登校が長期化する児童生徒や保護者への家庭訪問など粘り強い支援を継続した。
・長期間不登校だった生徒が心を開いて支援員と会話するようになったり、生活リズムを立て直そうとしたりする変化が見られ、中には登校を再開したケースもある。

○ 民間団体や地域の人材等を活用し、不登校児童生徒の居場所をつくり学習支援を行ったり、体験活動を実施したりした。
・不登校児童生徒が、学習する機会を提供され、学習に対する不安が取り除かれ、教室への復帰につながった。
・体験学習や交流会に参加した生徒が達成感や自己肯定感をもち、不登校傾向に改善が見られた。

3　課題と平成24年度の方向性

各市町村における取組によって、この２年間で不登校児童生徒数は減少してきた。今年度は次のような課題を念頭において、各市町村で地域の実情に即した取組を実施したい。
１　中間教室や保健室などへの通室にとどまり、授業に参加できない児童生徒や、不登校が長期化し、家庭にいる児童生徒や保護者に対する効果的な支援について。
２　「不登校未然防止」の点から、新たな不登校児童生徒を生まないための、幼保・小・中、関係機関との効果的な連携のあり方について。

○ 学校力を高め、魅力ある学校づくりを進めることで、不登校を未然に防止するとともに、学校が地域、関係各機関と連携した支援をいっそう進める。

○ 幼保・小・中移行期の相談支援体制を強化し、不登校児童生徒及び保護者に対する、切れ目のない支援を継続する。

○ 今年度は本事業終了の年である。各市町村の効果的な取組や成果を集約し、広報・普及を図るとともに今後の施策に生かす。

3　市町村教育委員会･学校の取組事例

事例１　信濃町　**民間団体（福祉関係）との連携**　**市町村の取組**

1　市町村の課題と現状

・いじめをきっかけに休む児童や受験への不安から休みがちになる生徒など、不安や発達障害等から派生した不登校への対応。
・家庭生活や保護者の生涯に対する支援など、学校だけでは対応が難しいケースが出てきている。
・小学校を１校に統合し、中学校に併設する形で小中一貫教育を導入。新たな一貫校としての教育相談支援体制を構築中。

〇小中一貫教育における支援体制の整備・運営。
〇他機関と連携する組織の整備・運営。

2　課題や現状に対する施策等の取組

☞保育園小・中学校で途切れないよう、民間団体の相談員、カウンセラーを核にした不登校未然防止の取組

【学習・生活・相談支援、自立活動、４つの機能を持つリソースルームの設置】

・不登校等による学習補充、発達障害等による個別学習（学習：学校職員）
・生活全般でのつまずき支援（生活：学校職員）
・相談による心の安心、安定への支援（相談：養護教諭･カウンセラー）
・障害の改善・克服のための支援（自立活動：学校職員･NPO 等外部支援者）

☞他機関との連携等により早期に適切な支援へつなげる取組

【ＮＰＯ法人との連携による予防的な相談支援体制の構築】

・相談支援関係者連絡会の設置:教育(学習支援､介助員)､医療･保健(医師､保健士)､福祉(保育士､役場担当係､ＮＰＯ法人)､就労(就労関係コーディネーター､ＮＰＯ法人)､保護者(親の会､ＰＴＡ)等によるコアサポートチームで対応
・保･小･中の児童生徒、保護者とのカウンセリング等の実施
・中学校の授業参観や担任等との懇談を実施（小学校からの相談依頼にも対応）

3　成果と取組のポイント

〇中学校における支援チームの取組により、不登校だった生徒の改善がみられた。
〇家庭訪問等、直接家庭支援できる相談員の継続的な取組により、不登校傾向等にある子どもたちの気持ちを安定させることに結びついている。
〇民間(ＮＰＯ法人)の相談員やカウンセラーと保育所・学校との連携が進み、就学前後の子どもたちの様子を把握できるようになった。
〇特別支援の校内体制についても、他機関との連携について取組がはじまった。

＊民間団体の持つ支援の特性や特徴をつかみ、連携の仕組みをつくることで、地域に根ざした相談支援体制が図られる。

事例２　岡谷市　　**学校・教育委員会・首長部局との連携**　　**市町村の取組**

1　市町村の課題と現状

・不登校児童生徒の在籍比が高い比率で推移している。特に中学校１年生から３年生にかけて増加傾向にある。
・小３、小５、中１で不登校数が増えている。
・引きこもり傾向にある長期欠席児童生徒への支援の手が入りにくい。
○関係機関との連携を図るコーディネーター的役割を担う人材配置。
○学校に行けるが教室に入れない児童生徒の居場所確保と学力保障。
○学校だけでは解決が困難なケースへの積極的なアプローチ。

2　課題や現状に対する施策等の取組

☞**「子ども総合相談センター」の設置**（相談員 11 名）
・不登校対策を専任とする統括相談員をセンターに配置
・統括相談員が中心になった、園･校、関係行政部門の連携支援体制の構築
・幼保小中の連携のあり方と行政内の連携支援を推進
・各種支援シート等による毎月の数のカウント、逆追跡調査（中から小へ）、不登校親の会の発足と支援
・Q-U の導入､活用に関する職員研修

☞**市内全中学校に校内中間教室を設置、専任指導員を配置**
・不登校及び不登校傾向生徒の居場所･学級復帰の足がかりとして校内に設置
・専任の指導員を配置し教科指導など学習保証

☞**小中学校スクールソーシャルワーカーの委託**
・不登校の予防や支援につながる対策
・不登校要因の分析、支援策の検討

3　現在の成果と取組のポイント

○不登校の芽を探るチェックリスト等の活用が定着し、子ども総合教育センターに情報が集約されることで、学校だけが課題を抱えず、連携して早期対応に取り組むことが可能になった。
○年２回の Q-U 調査、職員研修の導入により、学級集団の状況を把握し、学校全体で取り組むことで、生徒同士の関わりや担任の指導等に改善がみられた。
○校内に中間教室を設置したことにより、不登校傾向にあった生徒の利用が増加。学級への復帰、自立への足がかりとして効果がみられる。
○学校、スクールソーシャルワーカー、子ども課、社会福祉課、健康推進課等を含めた支援チームにより、学校だけでは支援が難しい家庭へのアプローチが可能になった。

＊市内共通の支援シート等による情報が、多くの支援員や機関期間に共有されることで、様々な分野から不登校等児童生徒へのアセスメントを可能にし、効果的な支援へとつなげている。

事例３　塩尻市　**包括的な不登校支援の取組**　市町村の取組

１　市町村の課題と現状

・市内の不登校の状況は、小中学校ともに減少および横ばい傾向にある。
・病気等を含めた長期欠席児童生徒の把握に努めた結果、小中学校で増加傾向にある。
・中間教室に通級ができるようになってきた児童生徒が増加している。
○在籍校・在籍学級への復帰に向けた取組。
○学校との関わりが困難な不登校、不登校傾向の児童生徒や保護者への支援。

２　課題に対する施策等の取組

☞**学校･行政･家庭･関係機関が連携して子どもたちを支援するための包括的な取組**

【包括的な子育て支援】

・塩尻市教育センターの開設、学校現場への相談員の配置（学校教育支援、ITC 活用教育）
・元気っ子応援事業：0～18 歳までのシームレスな子育て支援（こども教育部）
・校外型中間教室（高ボッチ教室）の運営による在籍校復帰への支援体制確立
・不登校コーディネーターの配置

☞**「未然防止と状況改善」を柱とした取組**

・「楽しい学校生活を送るためのアンケート」による PDCA サイクルの確立
・「塩嶺体験学習の家」を利用した不登校傾向児童生徒の体験学習
・学校関係者による支援が難しい不登校児童生徒及び家庭への支援を、NPO の相談支援人により面接や家庭訪問を行う
・NPO､学校､福祉､教育委員会等による個別支援会議の開催
・特別支援教育の充実（市独自の特別支援講師を 13 名、支援介助員 10 名を配置）

３　成果と取組のポイント

○アンケート結果を職員研修等で分析し、データをクラス替え資料に活用したり、PDCA サイクルの先進的な取組を学んだりして不登校未然防止に役立てた。
○学校関係者との関わりが困難なケースでは、教育委員会以外の関係各課、NPO がパイプ役になっている。
○自然体験学習では、課題の達成感や小集団での関わりができたことなどから、自己肯定感の高まりや積極的なコミュニケーションがみられるようになった。

＊地域資源や人材を総合的にコーディネートした子育て支援のしくみは、不登校等の未然防止や状況改善にも有効に機能する。また、学校だけでは対応が困難な長期欠席児童生徒や家庭への支援においも、各市町村における子育て支援との連携がポイントになる。

事例４　小学校　**外部機関につないで支える**　**学校の取組**

1　事例の概要

母親が頭痛のため起きられず、父親が朝の準備をする家庭。父親の車で登校するため、父親が出張等の時は休んでしまい、その後登校しぶりとなってしまう女子Ａ。入学当初からその繰り返しで、５年生まで改善が見られなかった。

2　支援の課題

家庭で規則正しい生活を送れないことが要因となっている。Ａ子の環境を改善するため、保護者の気持ちに寄り添いながら、関係機関につないで支援していく。

3　支援方針と具体的な対応、状況の変化

６年生の４月～
〇保護者と連携して支援していく［校内支援会議で決定]。
　→Ａ子をよく知る心の相談員が中心となり、保護者の思いや考えを十分に聴く。
〇修学旅行への参加をめざし、必要とされる手立てを講じていく。
　→心の相談員が旅行の準備等を手伝う。養護教諭が旅行中は一緒に行動する。

※母親に困り感はなく、登校しないＣ子と一緒に何時間でもテレビを見ている状況に変化は見られなかった。
※修学旅行の最後にはクラスに入ることができた。しかし、旅行後は再び登校をしぶるようになってしまった。

６年生の７月～
〇母親の状態を改善していくために、外部機関につないでいく。
　→心の相談員から相談を受けたＳＳＷが、母親を保健福祉事務所へつなげる。

※母親は保健師の付き添いで病院を受診、通院することになった。母親が朝起きられるようになると、Ｃ子も規則正しく前向きな生活が送れるようになっていった。

4　成果とポイント

「大人のことは大人で解決するから、Ｃ子ちゃんはちゃんと学校に来ること」と登校を励まし続けた心の相談員。家庭の問題が解決していくにつれ、Ｃ子は下校時間まで友だちと一緒に居て、帰るようになった。その後、中学入学という壁をうまく乗り越え、毎日元気に登校している。

＊不登校の背景にある家庭環境については、教育的対応だけでは解決が難しいケースが多い。学校は、子どものおかれている状況を把握し、さまざまな外部資源、関係機関と連携して、適切な支援を行っていかなければならない。そのためには、保護者、関係機関との連携体制を構築していく（つないで支える）ことが必要である。

事例５　小中学校

小中で連携した支援体制づくり

学校の取組

１　事例の概要

おとなしい性格でまじめな女子Ｂ。小学校低学年で保健室登校を含む登校しぶりがあったが、高学年では登校できていた。小中連携の取組で、中学校では小学校の情報から、不登校が心配な生徒ととらえ、学級編成でも配慮した。入学時から相談の機会を多くとる中で、夏休み前に「クラスに行きたくない」と登校を拒否するサインをキャッチした。

２　支援の課題

友だちとうまく関われないということが要因となっている。チームで役割を分担し、十分に配慮をしていく。さらに、Ｂ子に合った環境を見出していく。

３　支援方針と具体的な対応、状況の変化

１年生の４月～
○小学校でクラスに支えられ、友だちとうまく関われないＢ子を、配慮したクラス編成をし、支援体制をつくる。
→担任・副担任がＢ子・保護者への相談できる体制づくりを行う。

※順調にみえたが、「クラスがうるさい」、「男子が嫌だ」と言って登校を渋るようになった。支える友だちを配慮したが、集団の中で生活するのが苦痛。

１年生の７月～
○本人・保護者の話を聞きいれながら、支援の方向を探っていく。
→心の相談員が支援の中心となり、登校をうながす。

※心の教室で落ち着いて生活ができるようになっていった。「クラスに戻りたい」と言うが、戻れないことがしだいに負担になっていく。

1 年生の９月～
○特別支援コーディネーターと連携して支援を考える。
→本人のペースで少人数学習ができる情障学級への入級が妥当と判断し、本人と保護者にすすめた。

※12 月の保護者懇談会で保護者も本人も承諾した。３学期から、情障学級で学習を始めることになり、現在も登校できている。

４　成果と支援のポイント

担任、副担任が関係を持つなかで、心の相談員につなぎ、特別な支援が必要であると判断した。「クラスに登校しなければならない」という本人の重圧から、「自分らしくできること」をチーム支援の中で提案し、無理なく中１の３学期以降は登校ができている。

＊中１ギャップへの早期対応として、小学校からの引き継ぎ、担任（学年）同士の連携から、生徒に寄り添った支援を早く見つけ出すことが重要である。

事例６　中学校

担任と支援員によるきめ細かな支援

学校の取組

１　事例の概要

学業不振をきっかけに、１年生の３学期から学校へ行かなくなった男子Ａ。家庭では、母や祖父母に対し反抗的な態度をとることもあった。なお、母親は祖父母から「どうして学校へ行かないのか」と責め立てられる状況が続いていた。

２　支援の課題

本人の学習のつまずきが要因となっている。そのことを確認し、本人の好きなことに寄り添い、適切な登校刺激を与えていく。保護者の悩みを受けとめる。

３　支援方針と具体的な対応、状況の変化

２年生の４月～

○本人に関する情報を共有し、具体的な支援について複数（チーム）で検討する。
　→担任、支援員を中心とした支援体制を整える。
○本人の頑張りを認め励ましながら、不登校要因の改善に向けた支援を続ける。
　→担任は本人が好きな釣りに連れ出す。支援員は、本人用の課題を作成し学習支援をする。
○本人を支えるため、ＳＣの援助で家庭と学校が連携した体制をつくりだす。
　→母親へのカウンセリングをすすめる。

※本人は、本来持っている元気を取り戻していった。自己肯定感が徐々に向上し、登校への意欲も増していった。

※カウンセリングによる母親の精神的安定は、本人の安定につながっていった。

２年生の 12 月～３者懇談で「高校に行きたい」と言う。

○本人の目標である高校進学を見すえ、教室復帰に向けた登校刺激を行う。
　→３学期からの登校に向け、冬休み中に登校練習や宿題に取り組んだ。
　→登校渋りもあったが、母親の協力もあり、担任は根気よく毎日迎えに行った。
○本人の学習の遅れへの不安に対し、進路実現を目指した学習支援を継続する。
　→登校時は英語・数学を別室で個別指導する。

４　成果とポイント

本人は３学年に進級後、１学期は皆勤で登校し、進学をめざして努力している。母親は精神的に安定してきたため、現在カウンセリングは行っていない。支援チームは定期的に話し合い、主に学習支援に関する確認を行っている。英語と数学は個別指導を継続中である。

＊継続的できめ細かな支援を行うためには、多面的な児童生徒理解とそれに応じた多様な対応が必要である。また、不登校児童生徒への支援とともに、保護者への支援はきわめて重要で、状況を理解し共感的に対応することが大切である。

事例７　高　校　**人間関係力を高めるためのＳＳＴの活用**　学校の取組

１　事例の概要

高校での学校生活に興味が持てず、１年生の９月ごろから無断早退、無断欠席が目立ち始めた男子Ｂ。ＳＣとの面談を拒否するなか、問題行動が発覚。その後、家庭との連携もできず、学校の支援も十分に行われない状態が続いていた。

２　支援の課題

本人が高校での新たな人間関係に適応できなかったことが要因となっている。周りの人と上手につきあっていく力をつけさせることで、集団に適応させていく。

３　支援方針と具体的な対応、状況の変化

２年生の４月～

○特別支援委員会を中心にして、本人に関する情報を共有し支援していく。
　→本人にかかわる職員全員で声かけ、面談等を実施する。
○人間関係を育成する方法として学校全体でＳＳＴを活用する。
　→総合の時間等を活用し学校全体で『感情をコントロールするスキル』、『自分を大切にするスキル』、『共感をしめすスキル』などを通して、本人に働きかけた。

※ＳＳＴで学んだスキルにより、職員と生徒の間に「共通理解のある言葉」ができ生徒への支援がしやすくなった。
※本人は、自分の考えや気持ちを相手に伝えることができるようになると、クラブ活動をはじめ高校生活に対する意欲も徐々に回復し、将来を考え始めた。
※生徒相談室を新たに設置し、生徒の悩みや相談を受ける体制を学校としてつくった。

○保護者の意識を高め、今後の本人の支援について連携していく。
　→保護者の意向を確認し、具体的な対応を丁寧に伝える。

※同居している祖母の協力を糸口として保護者にも積極的にはたらきかけ、情報交換を密におこなっていくことが確認できた。

４　現状とポイント

保護者との信頼関係もできたことにより、本人のこれからの人生を長期的な視野で見守っていく環境も整っていった。その安心感を背景に、本人は、クラブ活動を再開するなど、前向きに取組んでいる。

＊学校生活は、学びあい、支えあう活動を通して、豊かな人間関係を築いていくことが目的でもある。しかし、その人間関係が不登校の大きな要因となっている。そのため、人間関係力を高める必要があるが、ＳＳＴ（ソーシャル　スキル　トレーニング）を活用することは具体的で有効な方法の一つと言える。